

『R4年度税制改正要望—金融庁 相続時の上場株式評価見直し他』

金融庁はこのほど、令和4年度税制改正要望項目をホームページに掲載した。主な要望テーマとして、「投資しやすい環境の整備と更なるデジタル化の推進」を上げ、以下の項目を要望している。

(1) 金融所得課税の一体化(金融商品に係る損益通算範囲の拡大): 金融商品に係る損益通算範囲をデリバティブ取引・預貯金等まで拡大すること

(2) 上場株式等の相続税に係る見直し: 相続財産となった上場株式等は、原則として相続時点の時価で評価されるが、上場株式等については、相続税評価方法等の見直しを行うこと。また、物納の場合の手続についても、要件の見直しを行うこと

(3) 信託における特定口座利用の明確化(認知症等における投資者保護): 認知症等の発症に備え、事前に特定口座を開設し、金融機関と信託契約を締結することが税法上不明確なので、特定口座で管理されている上場株式等については、金融機関に信託できる旨を明確化すること

(4) 税務手続の更なるデジタル化の推進: 税務手続の更なるデジタル化を進めるため、金融機関と税務当局との手続については、税務当局において即時に利活用可能なデータフォーマットによる送信を可能とするなど、所要の措置を講じること、等



『納税行政のデジタル化 確定申告が変わる—政府税調』

政府税調では先般、第6回の納税環境整備に関する専門家会合が開かれた。6月に国税庁が発表した「税務行政のデジタル・トランスフォーメーション—税務行政の将来像2.0—」にあるように、デジタルを活用した、国税に関する手続や業務のあり方の抜本的な見直しが図られる。申告・申請等の簡便化、自己情報のオンライン確認、チャットボットの充実、プッシュ型の情報配信などにより納税者の利便性が向上し、あらゆる税務手続が税務署に行かずにできる社会を目指す。中でも申告については、マイナポータルからログインし、給与や年金の額、医療費の支払額等のデータを自動で取り込んで所得税を自動計算し、数回の操作で申告が完了する仕組みを実現させる。各データのうち、特定口座取引の取引金額、生命保険料の保険料支払い額、住宅ローンの年末残高についてはすでに1月から一部の証券会社、保険会社、金融機関で対応が始まっており、順次拡大する見込み。一方、申告内容の自動チェック、AI・データ分析の活用、照会等のオンライン化、Web会議システム等の活用などによる課税・徴収の効率化・高度化で、租税回避や消費税不正還付、大口・悪質事案への対応や、富裕層に対する適正課税の確保が比較的容易になることが期待される。



出典元: 日本中小企業経営支援専門家協会(JPBM) ※本記事・内容の無断転載を禁じます

21世紀を創造する中小企業のベストパートナー

〒460-0012 名古屋市中区千代田三丁目14番22号

葵総合経営センター

(葵総合税理士法人)

TEL : (052) 331-1768 FAX : (052) 332-5282

『Homepage』 <http://www.aoi-cms.com/> 『e-mail』 aoi@aoi-cms.com